

| | | | |
|-----|------------------------|---|-------|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） | |
| | 政策の達成目標 | 最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。 | |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2年間（平成28年4月1日～平成30年3月31日） | |
| | 同上の期間中の達成目標 | 最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。 | |
| | 政策目標の達成状況 | 維持管理積立金の積立件数は平成24年度には869件、平成25年度には868件、平成26年度には797件であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。 また、維持管理積立金を取り崩した件数は、平成24年度には53件、平成25年度には47件、平成26年度には69件であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。 | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 約840事業者 | |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本措置を通じた負担の軽減により、特定災害防止準備金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。 | |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 一般廃棄物の最終処分場等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項第4号及び第5号） | |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — | |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — | |
| | 要望の措置の妥当性 | 廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。 | |
| | | ページ | 1 — 2 |

| | |
|--|--|
| 税負担軽減措置等の 適用実績 | (積立額) 平成 24 年度 : 8,387 (百万円) 平成 25 年度 : 7,435 (百万円) 平成 26 年度 : 5,832 (百万円) |
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性） | 本措置を通じた負担の軽減により、特定災害防止準備金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。 |
| 前回要望時の 達成目標 | 最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。 |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由 | 本特例措置により、維持管理積立金の積立ては着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立ての円滑な実施を図る必要がある。 |
| これまでの要望経緯 | 平成 10 年度より措置。 平成 12、14、16、18、20、22、24、26 年度税制改正において、それぞれ 2 年間の延長が認められた。 |